

# 農業委員会だより



平成18年9月1日  
田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

第7号

## 田原市認定農業者連絡会を設立

7月21日、田原文化会館・多目的ホールで田原市認定農業者連絡会設立総会が開催され、来賓を含め約100人が出席しました。

総会では、まず規約を決めたあと、会長に渥美地域の伊藤立氏（前認定農業者組織化準備会会長）を、また、副会長に田原地域の河辺敏一氏、赤羽根地域の鈴木基夫氏をそれぞれ選出しました。会長となった伊藤氏は、「田原市は全国一の農業産出額を誇る。他の産地の手本となるようなことを行いたい」とあいさつし、産業としての農業者であることに自信・誇り・責任を持ち、地域住民や消費者に愛される農業者としてこの地に根ざし、歩み続けようとする「愛される農業宣言」を採択しました。



設立総会であいさつする伊藤立会長

総会終了後には、農業マーケティング研究所長・山本和子さんを講師に招き、「儲ける農業から愛される農業へ」と題した講演会を開催しました。山本さんは、石油価格の高騰やマーケティングの定義、農業を取り巻く環境の変化などの事例を示しわかりやすく解説してくれました。そして、消費者の共感を得るためには生産者の意欲が必要不可欠であることに気付かせてくれました。愛される農業を目指す連絡会にとって、大変有意義な講演会でした。

現在、市内の認定農業者数は681人で、このうち220人が連絡会の会員となっています。今後、同連絡会は、市役所経済部農政課に事務局を置き、研修、情報交換、先進地視察、会報の発行、ホームページ開設などを行っていきます。

## 農地の売買・貸し借りの相談は

地域の農業委員・利用集積促進員へ

農地を売買・貸し借りするときは、農用地利用集積計画制度を利用すれば多くのメリットがあります。気軽に地域の農業委員または利用集積促進員、農業委員会にご相談ください。なお、農地の売買でこの制度を利用するのに必要な要件およびメリット

は次のとおりです。

## 《売り手の要件》

- ・農業振興地域内の農用地であること
- ・一団の農地で、面積が450㎡以上であること

- ・仮登記・賃借権・抵当権など、他の権利が設定されていないこと
- ・不動産業者等が関与した土地でないこと

- ・売買価格が近傍類似の価格と著しく違うこと
- ・手付金・前渡金等すでに対価の支払いをしていないこと

## 《買い手の要件》

- ・取得後の経営面積があっせん基準を超えること

- ・常時（年間150日以上）農業経営に従事していること

- ・現在の経営農地が有効に利用され、取得後も確実に耕作されること

- ・65歳以上の場合、後継者が従事しているか、近く従事する見込みがあること
- ・過去三年以内に経営面積を減らしていないこと

## 《農用地利用集積計画のメリット》

### 売 買

- ・譲渡所得について、800万円の特例控除があります。

- ・所有権移転の嘱託登記を市に依頼できます。